

162 試験制度委員長「試験制度改正の要旨」上申

〔大正四年四月〕

(注記1) 大正四年三月 日

内閣書記官

(注記3)

内閣総理大臣

内閣書記官長

(江木花押)

外務大臣

大蔵大臣

海軍大臣

文部大臣

通信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

(注記5)

試験制度調査委員長上申試験制度改正ノ要旨ヲ審査スルニ右ハ帝国大学法科大学卒業者ノ特権ヲ廃止シ各試験ヲ通シテ受験ノ機会均等ヲ計ルニ在リテ大体適當ナル改正ト認ムルモ尙左記ノ趣旨ニ依リ同委員長ノ提案ニ相当変更ヲ加フルコトニ閣議決定更ニ法制局長官ヲシテ關係勅令案ヲ起案上申セシメラレ可然ト認ム

(一) 判事、検事及弁護士試験

一、身体検査ヲ行フコトヲ廃スルコト

理由 身体検査ハ採用試験ニ対シテハ必要ナルモ單純ナル

資格試験ニ対シテハ施スヘキモノニ非スト認ム

二、第一次試験ハ中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ學歷ヲ有セザ

ル者ニ限り之ヲ行フコト

理由 普通学試験ヲ施シタル者又ハ中学校卒業ノ証明アル

者ニ対シ更ニ普通学素養ノ有否ヲ檢スルハ必要ナルヲ

以テ第一次試験ハ中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ學歷ヲ

(注記6)

(朱線)

有セサル者ニ限り之ヲ行フヘキモノト認ム外国語ノ程度
亦中学校卒業ノ程度ヲ檢スルモノトセハ其ノ要ナシト認
ム

三、普通学試験ノ猶予期間ハ五年ト為スコト

理由 現今普通学ノ素養ナキ者カ今ヨリ以後普通学ノ素養
ヲ得ルニハ先ツ五年（中学校ノ在学年限）ヲ要スルモノ
ト認ム

四、文部大臣ノ指定シタル法律学経済学等ヲ教授スル専門学校
ノ卒業者及現在在学セル者ニ対シテハ普通学試験及第一次
試験ヲ課セサルコト

五、司法官及弁護士試験委員中ニ弁護士ノ外私立大学ノ教職ニ
在ル者ヲ加フルコト

(二) 文官高等試験

〔下札1〕
一 第一次試験ニハ論文ヲ廢シ外国語ノミヲ課シ其ノ程度ハ中
学校卒業後一二年修業シタル程度ト為スコト

二 帝国大学法科大学卒業者ニ猶予期間ヲ与ヘサルコト

理由 帝国大学法科大学卒業者ニ猶予期間ヲ与フルハ機会
ヲ均等ナラシムル趣旨ニ反スト認ム

(三) 外交官及領事官試験

本試験ニ付テハ現行制度ヲ可トシ改正スルノ必要ナキモノト認
ム

(一) 司法官及弁護士試験

一 身体検査ヲ行フコトヲ廢スルコト

理由 身体検査ハ採用試験ニ対シテハ必要ナルモ單純ナル
資格試験ニ対シテハ施スヘキモノニ非スト認ム

二 第一次試験ハ中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ學歷ヲ有セサル
者ニ限り之ヲ行フコト

理由 外国語ノ試験ハ文官高等試験ト同シク法律適用ノ職
務ニ就カントスル者ニ対シテハ最モ必要ナルト認ム又論
文ノ試験ハ常識ノ有無ヲ檢スルニ必要ナリ現行ノ判事檢
事登用試験規則及弁護士試験規則ニ於テモ外国語及論文
ハ之ヲ試験スルコトト為セリ只夕受験者ノ為數年後ニ其
施行ヲ始ムヘキコトヲ予期シ当分ノ内之ヲ行ハサルニ過
キス今日ニ於テ全然此試験科目ヲ廢スルノ理由毫モ存セ
ス而シテ外国語試験ノ程度ハ中学校卒業ノ程度ヲ檢スル
ヲ以テ足ルカ故ニ是等ノ者ニハ之ヲ課セス

三 普通学試験及第一次試験ノ猶予期間ハ五年ト為スコト

理由 現今普通学ノ素養ナキ者カ今ヨリ以後普通学ノ素養
ヲ得ルニハ先ツ五年（中学校ノ在学年限）ヲ要スルモノ
ト認ム

四 文部大臣ノ指定シタル法律学経済学ヲ教授スル専門学校ノ卒
業者及現在在学セル者ニ対シテハ普通学試験〔及第一次試験〕
ヲ課セサルコト

大正三年十二月 日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長 花押

外務大臣 大蔵大臣 海軍大臣(八代) 文部大臣 通信大臣
 内務大臣 陸軍大臣 司法大臣 農商務大臣

試験制度調査委員長上申試験制度改正ノ要旨ヲ審査スルニ右ハ
 帝国大学法科大学卒業者ノ特権ヲ廃止シ各試験ヲ通シテ受験ノ
 機会均等ヲ計ルニ在リテ大体適當ナル改正ト認ムルモ尚左記ノ
 趣旨ニ依リ同委員長ノ提案ニ相当変更ヲ加フルコトニ閣議決定
 更ニ法制局長官ヲシテ關係勅令案ヲ起案上申セシメラレ可然ト
 認ム

(一) 判事、検事及弁護士試験

一、身体検査ヲ行フコトヲ廃スルコト

理由 身体検査ハ採用試験ニ対シテハ必要ナルモ単純ナル
 資格試験ニ対シテハ施スヘキモノニ非スト認ム

二、第一次試験ヲ行フコトヲ廃スルコト

理由 普通学試験ヲ施シタル者又ハ中学校卒業ノ証明アル
 者ニ対シ更ニ普通学素養ノ有否ヲ検スルハ不必要ト認ム
 外国語ノ程度亦中学校卒業ノ程度ヲ検スルモノトセハ其
 ノ要ナシト認ム

三、普通学試験ノ猶予期間ハ五年ト為スコト

理由 現今普通学ノ素養ナキ者カ今ヨリ以後普通学ノ素養
 ヲ得ルニハ先ツ五年(中学校ノ在学年限)ヲ要スルモノ
 ト認ム

四、文部大臣ノ指定シタル法律学(加筆)経済学(加筆)等ヲ教授スル専門学
 校ノ卒業者及現在在学セル者ニ対シテハ普通学試験ヲ課セ
 サルコト

五、司法官及弁護士試験委員中ニ弁護士ノ外私立大学ノ教職ニ
 在ル者ヲ加フルコト

(二) 文官高等試験

一、第一次試験ニハ論文ヲ廃シ外国語ノミヲ課シ其ノ程度ハ中
 学校卒業後一二年修業シタル程度ト為スコト

二、帝国大学法科大学卒業者ニ猶予期間ヲ与ヘサルコト

理由 帝国大学法科大学卒業者ニ猶予期間ヲ与フルハ機会
 ヲ均等ナラシムル趣旨ニ反スト認ム

(三) 外交官及領事官試験

本試験ニ付テハ現行制度ヲ可トシ改正スルノ必要ナキモノト認
 ム

(牛塚)

試験制度調査委員ハ高等文官普通文官、外交官領事官書記生、
 判事検事裁判所書記及弁護士等ノ任用又ハ資格試験ニ関スル制
 度ヲ調査シ現行ノ法律勅令中改正ヲ加フヘキ事項ニ付修正案ヲ
 草スヘシトノ権限ニ依リ曩ニ閣議ニ於テ決定セラレタル試験制
(注記7)
 度調査方針ニ基キ慎重ナル攻究審議ヲ遂ケ別紙勅令案ヲ起草セ
 リ依テ茲ニ試験制度改正ノ要旨及關係勅令案ヲ具シ謹テ上申候
 也

大正三年十一月十八日

試験制度調査委員長

法学博士 高橋作衛

内閣総理大臣伯爵 大隈重信殿

試験制度改正要旨

閣議ノ決定ニ基キ司法官及弁護士試験ハ之ヲ合一シ文官高等試験、外交官及領事官試験ハ各別ニ之ヲ行フコトトシタルモ各試験ニ共通スル事項ニ付テハ支障ナキ限り統一主義ヲ採用シタリ其ノ主要ナル事項左ノ如シ

- 一 受験資格及普通学試験ヲ統一スルコト
- 一 論文及外国語試験ハ除外例ナク之ヲ課スルコト
- 一 試験ハ凡テ資格試験トスルコト
- 一 普通学試験、第一次試験及第二次試験ノ筆記試験ノ効力ハ各別ニ之ヲ保有スルコト

右ノ主義ヲ採用スルト同時ニ各試験ニ特別ナル事項ニ付テハ固ヨリ適當ナル取捨ヲ加ヘ試験制度ノ改善ヲ期シタリ以下各試験制度ニ付加ヘタル改正ノ要旨ヲ列叙スヘシ

- (一) 判事、検事及弁護士試験
 - 一 判事、検事及弁護士試験ハ之ヲ合一シ司法官及弁護士試験ト称ス

(注記8)

- 二 試験ハ之ヲ資格試験トス
- 三 試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トシ且身体検査ヲ行フ

四 中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ学歴ヲ有セサル者ニ付テハ第一次試験ヲ受クル前普通学試験ヲ受ケシム

前項普通学試験ハ文官高等試験委員ニ於テ之ヲ行フモノトス(文官高等試験制度改正要旨第二項参照)

(注記9)

前項普通学試験ハ文官高等試験委員ニ於テ之ヲ行フモノトス(文官高等試験制度改正要旨第二項参照)

五 第一次試験ノ科目ハ左ノ二トシ一般ニ之ヲ課ス

- 論文 普通学ノ素養ヲ考查スルニ足ルヘキ問題ヲ課ス
- 外国語 英、仏、独ノ一種ヲ選択セシム(欧文和訳、和文欧訳)

(注記10)

六 第二次試験ヲ分チテ筆記及口述トシ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

(注記11)

- 筆記試験
 - 一 憲法及行政法
 - 二 民法
 - 三 商法
 - 四 刑法
 - 五 民事訴訟法
 - 六 刑事訴訟法
 - 七 国際私法
- 口述試験
 - 一 民法
 - 二 商法
 - 三 刑法
 - 四 民事訴訟法
 - 五 刑事訴訟法

(注記12)

七 普通学試験、第一次試験、第二次試験ノ筆記試験及口述試験ノ合格ハ各別ニ効力ヲ保有ス

八 普通学試験及第一次試験ハ向後三年間ハ之ヲ行ハサルモノトス

九 司法官及弁護士試験委員中ニ弁護士ヲ加フルコト

(二) 文官高等試験

一 試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス

二 中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ学歴ヲ有セサル者ニ付テハ第一次試験ヲ受クル前普通学ノ試験ヲ受ケシム

前項普通学試験ノ科目ハ左ノ如シ

国語及漢文

(注記13)

前項普通学試験ノ科目ハ左ノ如シ

国語及漢文

歴史及地理

算術

三 第一次試験ノ科目ハ左ノ二トシ一般ニ之ヲ課ス

論文

普通学ノ素養ヲ考查スルニ足ルヘキ問題ヲ課ス

外国語

英、仏、独ノ一種ヲ選択セシム(欧文和訳、和文欧訳)

四 第二次試験ヲ分チテ筆記及口述トシ左ノ科目ニ就キ之ヲ行

フ

筆記

口述

一 憲法

一 行政法

二 行政法

二 民法

三 民法

三 経済学

四 商法

五 刑法

六 国際公法

七 経済学

八 財政学

(注記14) 五 普通^(加修)学ニ試験、第一次試験、第二次試験ノ筆記試験ノ合格

ハ各別ニ其ノ効力ヲ保有ス

(注記15) 六 帝国大学法科大学卒業者ニハ向後三年間第一次試験ヲ行ハ

サルモノトス

(三)外交官及領事官試験

一 中学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学歴ヲ有セサル者ニ付テ

ハ第一次試験ヲ受クル前普通学試験ヲ受ケシム

(注記16) 前項普通学試験ハ文官高等試験委員ニ於テ之ヲ行フモノト

(注記17)

ス(文官高等試験制度改正要旨第二項参照)

二 受験者本人ノ履歴書及論文並其ノ訳文ニ付受験ノ能力ヲ考

査スルノ現制ヲ廃ス

三 第二次試験ノ科目ヲ左ノ如ク改ム

筆記

口述

一 憲法及行政法

一 憲法及行政法

二 国際公法

二 国際公法

三 国際私法

三 経済学

四 経済学

五 民法

六 外交史

七 商業史

四 文官高等試験合格者ニハ第二次試験ニ付テハ左ノ科目ノミ

ヲ課ス

筆記

口述

一 国際私法

国際公法

二 外交史

三 商業史

五 普通学試験、第一次試験、第二次試験ノ筆記試験ノ合格ハ

各別ニ其ノ効力ヲ保有ス

(注記18) 六 現行ノ資格有効期間ノ制限ヲ廃ス

七 普通学試験ハ向後三年間ハ之ヲ行ハサルモノトス

(勅令案)

司法官及弁護士試験令

第一条 裁判所構成法第五十八条ノ試験ハ司法官及弁護士試験ト称ス

第二条 司法官及弁護士試験ハ本令ニ依リ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ

試験ノ期日ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三条 帝国臣民タル男子ニシテ左ノ各号ニ該当セサル者ハ司法官及弁護士試験ヲ受クルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

三 禁治産者、準禁治産者

第四条 文官試験令第十一条ニ掲クル学歴ヲ有セサル者ハ司法官及弁護士試験ヲ受クル前同令ニ依ル普通学試験ヲ経ルコトヲ要ス

第五条 司法官及弁護士試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トシ尚身体検査ヲ行フ第一次試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

(注記20)
第六条 第一次試験ハ受験者第二次試験ヲ受クルニ相^(採擇)当^(加筆)普通学ノ知識^(加筆)〔当ナル普通学ノ知識ヲ〕有スルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条 第一次試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシム

(注記21)

第八条 第二次試験ハ受験者司法官又ハ弁護士タルニ必要ナル専門学ノ知識及其ノ応用ノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ目的トス

第九条 第二次試験ヲ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

筆記試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法及行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 国際私法

口述試験ハ左ノ科目ノ中ニ就キ試験委員ニ於テ三科目ヲ選ビ之ヲ行フ

一 民法

二 商法

三 刑法

四 民事訴訟法

五 刑事訴訟法

第十条 第一次試験又ハ第二次試験ノ筆記試験若ハ口述試験ノ成績ハ各別ニ之ヲ決定シ其ノ合格ノ効力ハ各別ニ之ヲ保有ス身体検査ニ合格セサル者ハ司法官及弁護士試験ニ合格セサルモノトス但シ次期以後ニ於テ更ニ身体検査ノミヲ受クルコト

ヲ得

第十一条 試験ノ合格者及其ノ優劣ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十二条 試験合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二次試験ノ口述試験及身体検査ニ合格シタル者ニハ司法官及弁護士試験ノ合格証書ヲ付与ス

第十三条 受験出願者ハ手数料十円ヲ納ムヘシ但シ身体検査ノミヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 司法官及弁護士試験ハ司法官及弁護士試験委員之ヲ行フ

第十五条 司法官及弁護士試験委員ハ司法大臣ノ監督ニ属ス

第十六条 司法官及弁護士試験委員ハ委員長及委員若干人ヲ以テ組織ス

司法官及弁護士試験委員長及委員ハ司法省高等官及判事検事ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

司法大臣ハ他ノ官庁ノ高等官又ハ弁護士ニ試験委員ヲ囑託スルコトヲ得

第十七条 司法官及弁護士試験ノ庶務ニ従事セシムル為書記ヲ置ク

書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第十八条 司法官及弁護士試験委員長ハ委員及書記ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

第十九条 司法官及弁護士試験委員長及委員ニハ三百円以内試

験委員附属ノ書記ニハ五十円以内ノ手当ヲ給スルコトヲ得

第二十條 試験ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ ^(ママ)日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四条ノ規定ハ大正 ^(ママ)年 ^(ママ)月 ^(ママ)日ヨリ之ヲ施行ス

司法官及弁護士試験ノ第一次試験ハ大正 ^(ママ)年 ^(ママ)月 ^(ママ)日迄ハ之ヲ行ハス

(勅令案)

文官試験令

第一章 総則

第一条 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種トス

第三条 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

第四条 帝国臣民タル男子ニシテ左ノ各号ニ該当セサル者ハ文官試験ヲ受クルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

三 禁治産者、準禁治産者

第二章 文官高等試験

第五條 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之ヲ行フ

第六條 文官高等試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス第一次試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七條 第一次試験ハ受験者第二次試験ヲ受クルニ相当ナル普通学ノ知識ヲ有スルヤ否(^{採選}加筆)〔ヤヲ〕試験スルヲ以テ目的トス

第八條 第一次試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシム

第九條 第二次試験ハ受験者高等文官タルニ必要ナル専門学ノ知識及其ノ応用ノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ目的トス

第十條 第二次試験ヲ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

筆記試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 刑法

六 國際公法

七 經濟学

八 財政学

口述試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 行政法

二 民法

三 經濟学

第十一條 左ノ各号ノ一ニ該当セサル者ハ文官高等試験ヲ受クル前普通学試験ヲ經ルコトヲ要ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立若ハ公立ノ学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者

四 文官高等試験委員ニ於テ前各号ノ一ニ該当スル者ト同等以上ノ學歷ヲ有スト認ムル者

第十二條 前条ノ普通学試験ハ中学校卒業ノ程度ヲ標準トシ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 国語及漢文

二 歴史及地理

三 算術

第十三條 第三條乃至第五條、第十五條及第十六條第一項ノ規定ハ普通学試験ニ之ヲ準用ス

第十四條 普通学試験、第一次試験又ハ第二次試験ノ筆記試験若ハ口述試験ノ成績ハ各別ニ之ヲ決定シ其ノ合格ノ効力ハ各別ニ之ヲ保有ス

第十五条 試験ノ合格者及其ノ優劣ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十六条 試験合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

普通学試験ニ合格シタル者ニハ其ノ請求ニ因リ合格証明書ヲ付与ス

第二次試験ノ口述試験ニ合格シタル者ニハ文官高等試験ノ合格證書ヲ付与ス

第十七条 受験出願者ハ手数料トシテ普通学試験ノミヲ受クル

場合ニ在リテハ二円

其ノ他ノ場合ニ在リテハ十円ヲ納ムヘシ

第十八条 文官高等試験及普通学試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 文官普通試験

第十九条 文官普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第二十条 文官普通試験ノ科目ハ中学校ノ科程ヲ標準トシ各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ノ承認ヲ経ヘシ

第二十一条 文官普通試験ノ受験出願者ハ手数料トシテ二円ヲ納ムヘシ

第二十二条 文官普通試験ニ関スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

本令ハ(マ)ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則ハ之ヲ廃止ス

旧令ニ依リ予備試験ヲ免セラルル者ニハ本令施行ノ日ヨリ三年間文官高等試験ノ第一次試験ヲ課セス

(勅令案)

外交官領事官試験規則中左ノ通改正ス

第四条中「論文並ニ」ヲ削ル

第五条 文官試験令第十一条ニ掲クル學歷ヲ有セサル者ハ外交官及領事官試験ヲ受クル前同令ニ依ル普通学試験ヲ経ルコトヲ要ス

第八条 第二次試験ヲ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

筆記試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法及行政法

二 民法

三 国際公法

四 国際私法

五 経済学

六 外交史

七 商業史

口述試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法及行政法

二 国際公法

三 経済学

第八条ノ二 文官高等試験ノ合格者ニシテ外交官及領事官試験ヲ受クルモノニハ第二次試験ノ筆記試験ニ付テハ国際私法、外交史及商業史ノ三科目口述試験ニ付テハ国際公法ノ一科目ノミヲ試験ス

第九条 第一次試験又ハ第二次試験ノ筆記試験若ハ口述試験ノ成績ハ各別ニ之ヲ決定シ其ノ合格ノ効力ハ各別ニ之ヲ保有ス
第十三条第二項ヲ削ル

附則

本令ハ (ママ) 日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五条ノ規定ハ大正 (ママ)(ママ) 年 月 (ママ) 日ヨリ之ヲ施行ス

第八条ノ二ノ規定ハ本令施行前文官高等試験ニ合格シタル者ニ亦之ヲ適用ス

(注記23)

(注記22)
大正三年十一月六日 内閣書記官
内閣総理大臣 (大隈) 花押 (江本)
外務大臣 (加藤) 天藏大臣 (若槻) 海軍大臣 (八代) 文部大臣 (二木) 通信大臣 (武蔵) 花押
内務大臣 陸軍大臣 司法大臣 (尾崎) 農商務大臣

試験制度調査委員長稟申試験制度調査ノ根本方針ニ関スル件ヲ審査スルニ文官高等試験ハ専ラ行政実務ニ必須ナル智識ヲ試験スルヲ目的トシ外交官及領事官試験ハ特ニ国際関係ニ必須ナル智識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ各其ノ目的ヲ異ニシテ試験科目亦其ノ趣ヲ異ニセサルヘカラス又判事検事登用試験及弁護士試験ハ専ラ法律の智識ヲ試験スルモノニシテ其ノ目的試験科目共二前二者ト異ル処アリ且曩ニ弁護士法ヲ改正シ弁護士試験ヲ

廃シ司法官試験ノ試験ニ合併スル事ニ決定セラレ居ル処ナルヲ以テ第二案ヲ採リ文官高等試験、外交官及領事官試験ハ之ヲ各別ニシ判事検事登用試験及弁護士試験ハ改正弁護士法ノ規定ニ依リ之ヲ合一スルノ方針ヲ以テ調査セシムルコトニ閣議決定相成可然ト認ム

(朱書)
大正三年十一月二十六日

内閣書記官長

試験制度調査委員長宛
依命通牒

試験制度ニ関シテハ文官高等試験、外交官及領事官試験ハ之ヲ各別ニシ判事検事登用試験及弁護士試験ノミヲ合一スルノ方針ヲ以テ調査提案相成度候

小官試験制度調査委員長ノ職ヲ拜命シ乃チ委員等ヲ召集会同シ試験制度ノ調査方針ニ付委員ノ意見ヲ徵候処外務省委員ヨリ外交官及領事官試験ハ高等文官及判検事、弁護士試験ト合一セサルコトヲ可トスル旨ノ外務大臣ノ意見ヲ承述シタルヲ以テ委員會ハ茲ニ試験制度調査ノ根本方針ニ関シ予メ閣議ノ決定ヲ請ヒ其ノ決定セラルル所ニ基テ更ニ慎重調査ヲ進メ成案ヲ具スルコトニ決議致候依テ左案調査ノ方針ニ関シ内閣ニ於テ決定指示セラルル様致度此段稟申候也

大正三年九月十四日

試験制度調査委員長

法制局長官法学博士 高橋作衛 印

内閣総理大臣伯爵 大隈重信殿

第一案

高等文官、外交官及領事官、判検事及弁護士試験ヲ悉ク合一スルコト

第二案

外交官及領事官試験、高等文官試験ハ之ヲ各別ニシ判検事及弁護士試験ノミヲ合一スルコト

第三案

外交官及領事官試験ハ之ヲ別ニシ高等文官及判検事、弁護士試験ヲ合一スルコト

司法官及弁護士試験令勅令案中左ノ通改正ヲ要ス

第十条第二項但書ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

(下札2)
前項ノ場合ニ於テハ次期以後ニ於テ更ニ身体検査ノミヲ受クルコトヲ得但シ次期以後三年ヲ過キタルトキハ口述試験ハ其ノ効力ヲ失フ

第十二条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

(注記25)
第一次試験又ハ第二次試験ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ合格証明書ヲ付与ス

宣言

試験ハ人材登用ノ一方法ニシテ人材登用ノ奈何ハ直ニ国政運用ノ消長ニ関ス 現行試験制度ノ不完全ナルハ天下ノ齊シク之ヲ認ムル所ニシテ完全ナル試験制度ヲ確立スルハ実ニ刻下ノ急務

タリ

吾徒ノ十年之レヲ主張スルヤ輿論大ニ定マリ前内閣ハ遂ニ第三十一議會ニ於テ基本法タル裁判所構成法及弁護士法ノ改正案ヲ提出シ貴衆兩院ハ満場一致ヲ以テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ而シテ其ノ趣旨吾徒ノ主張セル六大綱領ヲ容ルルニアリシヤ明也

山本内閣倒レテ大隈伯之ニ代ルヤ吾徒ハ伯ノ平生ニ鑑ミテ大ニ為スアル可キヲ信シテ疑ハサリキ 何ソ凶ラン爾來十閱月政府ハ改正法ノ施行ヲ為ササルノミナラス將ニ制定セントスル試験規則ニ於テ吾徒ノ主張ヲ根本ヨリ覆サントス 是レ豈法律改正ノ趣旨ヲ無視スルモノニ非スヤ 是レ豈立法院ノ權威ヲ蹂躪スルモノニ非スヤ

然リト雖大隈伯ハ三十年間學問ノ獨立ヲ唱ヘタル私學ノ師父 吾徒多年ノ主張ニ對シテ無量ノ同情ヲ注カレタルノ人 此人今ヤ廟堂ノ高キニ居リテ天下ノ權ヲ執ル其志ヤ察スルニ難カラス 奈何セン伯ヲ圍繞セル幾多官僚ノ徒伯ヲ掣肘スルアルヲ 伯ノ老軀ヲ起シテ國政ノ難局ニ當ルヤ其志王道ヲ輔弼センカ為ノミ 然モ今ヤ非立憲ノ汚名伯ノ頭上ニ在ラントス 嗟夫大隈伯ヲ誤ルモノハ現内閣ノ官僚ナル哉 之レヲ斃スハ大隈伯ヲシテ其志ヲ行ヒ晩節ヲ全カラシムル所以真個隈伯後援ノ実ヲ拳クル所以也

夫レ人ハ光明ニ生ク光明無キ処生無キ也 而シテ現内閣ノ官僚ハ吾徒ノ光明ヲ奪ヒ死ノ宣告ヲ為サントス 吾徒ハ官僚ト俱ニ天ヲ戴カス官僚ヲ斃スハ實ニ吾徒自衛ノ策也

遮莫隈伯ノ賢アリテ廟堂ニ立憲ヲ重シ帝國議會儼乎トシテ輿

論ヲ護ル区區官僚ノ蠢動夫レ何カアラン 帝國議會敢然トシテ
第三十一議會ニ於ケル法律改正ノ院議ヲ重シ直チニ完全ナル
試験法ヲ制定セハ王道普ク行ハレテ民鼓舞セム

今ヤ第三十五議會開ケテ政雲転急也 風雲ノ変測ル可ラスシテ
官僚ノ彈圧私学ノ上ニ加ハルノ日近キニ迫リ 大隈伯ノ賢ヲ用
ユルノ日ト議會ノ權威ヲ伸フルノ日ト相共ニ短也 吾徒ハ大隈
伯ニ乞ウテ十年ノ懸案ヲ截チ此ノ大業ヲ成スノ英断ヲ求メ帝國
議會ヲ督励シテ亟ニ完全ナル試験ヲ制定セシメンコトヲ期ス

大正三年十二月

試験制度改正同志会

綱領

- 一 文官高等、判事検事及弁護士試験ニ於テハ官私学卒業者ヲ
平等ニ取扱フ可シ
- 二 文官高等、判事検事試験ニ於ケル受験資格ノ制限ハ之ヲ撤
廃ス可シ
- 三 文官高等、判事検事及弁護士試験ニ於テハ法制經濟ノ学ニ
就テノミ試験ヲ行フ可シ
- 四 文官高等、判事検事及弁護士試験ノ委員ハ官私学出身者ヲ
等分ニ採リ克ク試験ノ公平ヲ保ツヘシ
- 五 判事検事試験ハ之ヲ資格認定試験ト為ス可シ
- 六 高等文官、判事検事及弁護士試験ニ於ケル各階級ノ効力ヲ
留保ス可シ

(朱書)
〔参 照〕

●弁護士法中改正

大正三年四月十五日

法律第四十号総、司、大臣副署

朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル弁護士法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之
ヲ公布セシム

弁護士法中左ノ通改正ス

第二条第二号ヲ左ノ如ク改ム

第二 裁判所構成法第五十八条ノ試験ニ合格シタルコト

第三条 削除

第四条 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得

第一 判事検事タル資格ヲ有スル者

第二 法律学ヲ修メタル法学博士

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際従前ノ規定ニ依リ弁護士タル資格ヲ有スル者ハ本

法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

●裁判所構成法中改正

大正三年四月十五日

法律第三十九号総、司、大臣副署

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝國議會ノ協賛ヲ経タル裁判所構成法

(表紙)

中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第五十七条 判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第六十五条ニ定メ

タル者ヲ除ク外試験トシテ一年六月以上裁判所及検事局ニ於

テ実務ノ修習ヲ為シ且考試ヲ経ルコトヲ要ス

実務ノ修習及考試ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五十八条 試験ハ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大

臣之ヲ命ス

前項ノ試験ニ関スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 削除

第六十二条 司法大臣ハ試験ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習

ノ成績考試ニ合格スヘキ見込ナシト認ムルトキハ之ヲ罷免ス

ルコトヲ得

第六十五条第一項中「試験」ノ下ニ「及考試」ヲ加ヘ同条第二

項ヲ削ル

第六十七条 判事ハ終身官トシ親任勅任又ハ奏任トス

第六十八条 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ

中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ奏任判事ノ

中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

第七十九条第三項ヲ左ノ如ク改ム

検事総長ハ勅任検事ヲ以テ之ヲ親補ス

検事長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任検事ノ中ヨリ之ヲ補シ其

ノ他ノ検事ノ職ハ勅任検事又ハ奏任検事ノ中ヨリ司法大臣之

(注記26)

ヲ補ス

附則

本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際従前ノ規定ニ依リ判事検事又ハ試験タル資格ヲ有

スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

●文官試験規則

明治二十六年十月三十一日

勅令第九十七号 総、大臣副署

改正 三四年第一四六号、三八年第一九一号、四

二年第一五五号

朕文官試験規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

文官試験規則

第一章 総則

第一条 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノ、外本令ニ依リ之ヲ

行フ

第二条 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種

トス

第三条 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ

公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ仍其ノ地方ノ

新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ文官試験ヲ受クルコトヲ

得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限
ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第五条 文官試験ヲ受ケテ合格シタル者ニハ合格証書ヲ付与ス

第六条 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ

関スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得

ス試験合格証書ヲ受領シタル後は等ノ事実発覚シタルトキハ

其ノ合格証書ヲ無効トス

第七条 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在

リテハ金十円、普通試験ニ在リテハ金二円ヲ納メシム

第二章 文官高等試験

第八条 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員
之ヲ行フ

第八条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ文官高等試

験ヲ受クルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定合

格証書ヲ有シ又ハ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入學程度トスル官立公立学

校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者

四 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以

上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者

第九条 文官高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験

ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 予備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相当ナル學識ヲ有

スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一条 予備試験ハ論文及外国語ニ付之ヲ行フ

論文試験ハ法律經濟ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行ヒ外国語試験

ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ予メ一種ヲ撰択セシメ之ヲ行

フ

第十二条 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及旧

司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲ有スル者及学習院大学科四

学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

第十三条 本試験ハ受験人學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ並

ニ其ノ修得シタル學術ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヲ考

試スルヲ以テ目的トス

第十四条 本試験ハ左ノ科目ヲ用キテ之ヲ行フ

一 憲法

二 刑法

三 民法

四 行政法

五 經濟学

六 國際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選取捨スルコトヲ得ス

一 財政学

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ一科目ヲ選

扱セシメ之ヲ試験ス

第十五条 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ

合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 予備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十七条 文官高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 文官普通試験

第十八条 文官普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第十九条 文官普通試験ノ科目ハ尋常中学校ノ科程ヲ標準トシ

各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官

高等試験委員ノ承認ヲ経ヘシ

第二十条 文官普通試験ニ関スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ

定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

第二十一条 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

●外交官及領事官試験規則

明治二十六年十一月二十四日

勅令第二百十三号総、外、大臣副署

改正 三〇年第四五〇号

朕外交官及領事官試験規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

外交官及領事官試験規則

第一条 外交官及領事官試験ハ須要ニ応シ外務省ニ於テ外交官

及領事官試験委員之ヲ行フ

第二条 外交官及領事官試験ヲ行フヘキ期日ハ予メ官報ヲ以テ

之ヲ公告ス

第三条 年齢満二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該当セ

サル者ハ外交官及領事官試験ヲ受クルコトヲ得

一 重罪ヲ犯シタル者但国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限

ニアラス

二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

三 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代

限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 外交官及領事官試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ出願書

ニ履歷書及論文並ニ之ヲ英文、仏文又ハ独逸文ニ翻訳シタル

モノヲ添ヘ之ヲ試験委員ニ差出スヘシ

前項ノ書類ハ総テ出願人ノ自筆タルヘシ

第五条 外交官及領事官試験ハ前条ノ履歷書及論文並ニ其ノ訳

文ニ就キ試験ヲ受クルニ足ルヘキ者ト試験委員ニ於テ認メタ

ル者ヲ召集シテ之ヲ行フ

第六条 外交官及領事官試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験

トス第一次試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試験ヲ受

クルコトヲ得ス

第七条 第一次試験ハ左ノ科目ヲ用キテ之ヲ行ヒ仍体格ヲ検査

ス

一 作文 邦文並ニ第四条ノ訳文ニ用キタル外国文

二 外国語 第四条ノ訳文ニ用キタル国語

三 公文摘要 邦文

四 口述要領筆記 邦文

第八条 第二次試験ハ左ノ科目ヲ用キテ之ヲ行フ

一 憲法

二 国際公法

三 国際私法

四 経済学

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

一 行政法

二 刑法

三 民法

四 商法

五 刑事訴訟法

六 民事訴訟法

七 財政学

八 商業学

九 外交史

十 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ二科目ヲ選択

セシメ之ヲ試験ス

第九条 第二次試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験

ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 出願人ノ願ニ依リ英語、仏語又ハ独逸語ノ外仍他ノ外

国語ヲ試験スルコトアルヘシ

前項ノ試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ旨予メ出願書ニ記載ス

ヘシ

第十一条 外交官及領事官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ

金十円ヲ納メシム

第十二条 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験

ニ関スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ

得ス試験合格ノ後は是等ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無

効トス

第十三条 試験合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ

依ル

試験合格ノ有効期限ハ合格後外交官又ハ領事官ニ任用セラレ

タル者ヲ除ク外二箇年間トス

第十四条 外交官及領事官試験ニ関スル細則ハ外務大臣之ヲ定

ム

● 判事検事登用試験規則

明治二十四年五月十五日

司法省令第三号

改正 二六年第一六号、二九年第五二号、三八年第

三号第一三三号、四二年第一二二号、四四年第一一号、

四五年第六号

判事検事登用試験規則左ノ通定ム

判事検事登用試験規則

第一章 試験委員

第一条 判事検事登用試験委員ハ委員長一名委員数名ヲ以テ之ヲ組織ス

第二条 判事検事登用第一回試験委員長及委員ハ司法省高等官及判事検事中ヨリ試験奉行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

判事検事登用第二回試験委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ試験委員ハ常任ヲ三名トシ司法省高等官及判事検事中ヨリ司法大臣之ヲ命ス其他ノ委員ハ司法省高等官及判事検事中ヨリ臨時司法大臣之ヲ命ス

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

第三条 判事検事登用試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

試験委員長ニ闕員又ハ事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第四条 判事検事登用試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附属ノ書記ニハ三十拾円以内ノ手当ヲ給ス

第二章 受験資格

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及専門学校令ニ依ル公立又ハ私立ノ学校（別科ヲ除ク）ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相当ト認メタル外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ニ於テ法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

前項第二号ハ明治四十年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第六条 裁判所構成法第六十六条ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 第一回試験

第七条 第一回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第八条 試験志願者ハ其志願書ニ左ノ証書ヲ添ヘ之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 履歷書

二 身分年齢及兵役ニ関スル証明書

三 第五条ニ定メタル要件ノ証明書

試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ムヘシ但其手数料ハ【登記印紙】ヲ用キ之ヲ志願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ志願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖ラ之ヲ還付セス

第八条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尚身体検査ヲ行フ

第八条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八条ノ五 試験委員予備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第八条ノ六 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

第十条 筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法国際公法国際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十一条 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ口述試験及身体検査ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第十二条 口述試験ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十三条 受験者ノ及第落第及及第者ノ優劣ハ筆記試験口述試験ノ成績ニ対スル委員過半数ノ意見ニ從テ之ヲ決ス

及第落第ニ付テノ意見数相半スルトキハ落第ト看做スヘシ

身体検査ニ合格セサル者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス落第トス

第十四条 志願者口述試験又ハ身体検査ニ闕席シタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第十五条 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其試験ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十六条 帝国大学法律科卒業生ニシテ司法官ノ任用ヲ望ム者

ハ第八条ノ規程ヲ準用シ志願者ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第四章 実地修習

第十七条 試補ハ区裁判所及地方裁判所並其検事局ニ於テ一名若ハ数名ノ判事又ハ検事ニ附属シテ事務ヲ修習スヘシ

第十八条 修習事務直接ノ指揮監督ハ地方裁判所長之ヲ為ス検事ノ事務ヲ修習スルトキハ検事正之ヲ為ス

裁判所長若ハ検事正ハ第二回試験ノ際試補ノ職務上及職務外ノ行状並職務ニ関ル成績ノ証明書ヲ作り控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ但シ試補中途修習ノ場所ヲ転シタル場合ニ於テハ其際成績証明書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第十九条 試補ハ修習目録ヲ作り其取扱ヒタル事件ヲ記載スヘシ

此目録ハ毎月直接指揮監督者ニ差出シ検閲ヲ受クヘシ

第二十条 試補ノ疾病又ハ兵役履行ノ為メ修習ヲ欠キタル日数一年六箇月間二箇月以内ハ修習日数ニ算入ス

賜暇其他ノ原因ニ由リ修習ヲ欠キタル日数一年六箇月間一箇月以内亦同シ

第一項第二項ノ場合併起スルトキハ通計シテ二箇月以内ニ非サレハ算入スルコトヲ得ス

第二十一条 試補ノ直接指揮監督者ハ試補職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若ハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行状アルトキハ之ヲ諭告スヘシ此場合ニ於テハ指揮監督者ハ諭告ヲ為シタルコトヲ試補ノ履歴ニ記入スヘシ

第二十二條 試補職務上若ハ職務外ノ行狀其職務ヲ執ルニ不適
当ナルカ又ハ其修習ノ進歩不十分ニシテ第二回試験ニ及第ノ
見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ控訴院長檢事長ヲ經由シテ
之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

司法大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ試補ヲ免スルコトアル
ヘシ

第五章 第二回試験

第二十三條 第二回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定ム

第二十四條 試補第二回試験ヲ受クルニハ直接指揮監督者ヲ經
由シテ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

志願者ニハ修習目録ト陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレ
タルコトヲ証明スル書面トヲ添フヘシ

第二十五條 司法大臣ハ第二回試験ヲ受クヘキ試補ノ氏名ヲ試
験委員長ニ通知シ試験ヲ行ハシム

第二十六條 第二回試験ハ受験者ノ実務ニ習熟シタルヤ否ヲ試
験スルヲ以テ主タル目的トシ筆記口述ノ二様トス

第二十七條 試験委員ハ試補ニ筆記試験ノ為メ二件以上ノ訴訟
記録ヲ付与スヘシ

第二十八條 受験者ハ付与セラレタル訴訟記録ニ就キ事項及理
由ヲ詳示シタル判決案ヲ答案トシテ差出スヘシ

答案ハ試験委員長ノ定メタル日時内ニ之ヲ差出スヘシ若シ之
ニ違ヒタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第二十九條 口述試験ノ方法ハ委員長之ヲ定ム

第三十條 試補第二回試験ニ及第セサル場合ニ於テハ更ニ六
箇月間修習ヲ為シタル後試験ヲ受クルコトヲ得

第三十一條 試補第二回試験ノ成立タサル場合ニ於テハ司法大
臣ノ相当ト認ムル時期ニ於テ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十二條 第一回試験ニ関シ第十一条及第十三条乃至第十五
条ノ規程ハ第二回試験ニモ亦之ヲ適用ス

● 弁護士試験規則

明治二十六年五月十二日

司法省令第九号

改正 二九年第五三号、三六年第二〇号、三八年

第一四号、四二年第一三号

弁護士試験規則左ノ通相定ム

弁護士試験規則

第一条 弁護士試験ハ毎年一回之ヲ行フ但其期日ハ司法大臣之
ヲ定メ三箇月前官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二条 試験委員長及委員ハ判事檢事司法省高等官ノ中ヨリ試
験奉行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等

官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験奉
行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第三条 試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ
総理ス

総理ス

第四条 試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委

員附属ノ書記ニハ三十円以内ノ手当ヲ給ス

第五条 弁護士法第五条ニ該当スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六条 試験志願者ハ其願書ニ左ノ証書ヲ添ヘ試験ヲ受クヘキ
裁判所ノ検事局ヲ經由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス可シ

一 履歴書

二 弁護士法第五条第一号但書及ヒ第四号ニ該ル者ハ其復権

又ハ債務ノ弁償ヲ終ヘタル証明書

第七条 試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ム可シ但其

手数料ハ【登記印紙】ヲ用キ之ヲ願書ニ貼付ス可シ

手数料ハ願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還

付セス

第七条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尚身体検査ヲ行フ

予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

身体検査ニ合格セサル者ハ落第トス

第七条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普

通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七条ノ五 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的ト

シ筆記口述トニ様トス

筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法國際公法國際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

口述試験ハ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第九条 試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

第十条 筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ行ハス

第十一条 試験ニ関スル細則ハ試験挙行毎ニ試験委員ニ於テ之ヲ定ム可シ

第十二条 試験委員長ハ試験ノ成績及ヒ及第者ノ氏名ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十三条 試験及第者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十四条 試験及第者ニハ及第證書ヲ授与ス

第十五条 試験願書及ヒ履歴書ノ書式ハ左ノ如シ

書式
試験願書(用紙美濃紙)

試験願書(用紙美濃紙)

試験願書(用紙美濃紙)

族籍

氏名

何年何ヶ月

私儀弁護士志願ニ付試験相受度別紙履歴書及証明書相添此

段奉願候也

現住所

年月日 氏名

弁護士試験委員長氏名殿

履歷書 (用紙美濃紙)

族籍

氏名

出生年月日

学事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ何学校ニ入り何年何月迄
何学ヲ修メ又ハ何学科ヲ卒業スルノ類

一何年何月ヨリ何官私立学校ニ入り何学科ヲ修業シ何年何月
卒業ス其証書写別紙ノ如シノ類

一何年何月何学校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受ケ及第ス
其証書写別紙ノ如シノ類

職業

一何年何月ヨリ何年何月迄何会社ノ役員トナリ又ハ何学校教
員若クハ何官庁何官ト為リタルノ類

賞罰

一何年何月何地ニ於テ何々ノ事由ノ為メ何庁ヨリ賞ヲ受ケ何
年何月何々ノ事由ノ為メ何地ニ於テ罰又ハ刑ヲ受ク其辞令
書又ハ宣告書写別紙ノ如シノ類

右ノ各項中記載ス可キ廉ナキ者ハ其旨ヲ記載ス可シ

現住所

年月日 氏名

受験資格	予備試験	本試験	
		筆記	口述
一 中学校ヲ卒業シタル者 二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格証書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者 三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者 四 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者	論文 英語、仏語、独語ノ中一 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部、旧司法省法学校正則部ノ卒業證書ヲ有スル者 及学習院大学部四学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス	必須科目 一 憲法 二 刑法 三 民法 四 行政法 五 経済学 六 国際法 選択科目 一 財政学 二 商法 三 刑事訴訟法 四 民事訴訟法 右ノ中一科目	必須科目 同上 選択科目 同上

受験資格	第一回試験	筆記 憲法 民法 商法 刑法	口述 民法 商法 刑法	第二回試験	筆記 二件以上ノ訴 上ノ訴 委員長 訟記録之ヲ定	口述	予備試験	一論文	一官立学校 及専門学校 校令ニ依 ル公立又	受験資格	第一次試験	筆記 必須科目 一憲法 二国際公法 三国際私法 四経済学	第二次試験	口述 必須科目 同上	受験資格 ナシ 但シ本人ノ履 歴書及論文並 其ノ訳文ニ付 受験ノ能力ヲ 考慮ス	外交官及 領事官試 験	体格検査	邦文 選科科目 一行政法 二刑法 三民法 四商法 五刑事訴訟法 六民事訴訟法 七財政学 八商業学 九外交史 十商業史 右ノ中ニ科目	(試験合格ノ有効期限ハ合格後外交官又ハ領事官ニ任用セ ラレタル者ヲ除ク外ニ箇年間トス)	ル者

ハ私立ノ 学校(別 科ヲ除 ク)ニ於 テ三学年 以上法律 学科ヲ修 メ卒業証 書ヲ有ス ル者	二司法大臣 ニ於テ指 定シタル 公立又ハ 私立ノ学 校ニ於テ 三学年以 上法律学 科ヲ修メ 卒業証書 ヲ有スル 者	(四十年 七月三十 一日以後 卒業スル 者ニハ適 用セス)	三司法大臣 ニ於テ相 当ト認メ タル外国 ノ大学校	判事檢 事登用 試験	英語、 仏語、 獨語ノ 中一	民事訴訟 法 刑事訴訟 法 行政法 国際公法 国際私法	法 刑事訴訟 法 右ノ中少 クトモ三 ム	ヲ付与ム	シ判決 案ヲ差 出サシ ム	二外国語 一英語、 二獨語、 三中一	ハ私立ノ 学校(別 科ヲ除 ク)ニ於 テ三学年 以上法律 学科ヲ修 メ卒業証 書ヲ有ス ル者	二司法大臣 ニ於テ指 定シタル 公立又ハ 私立ノ学 校ニ於テ 三学年以 上法律学 科ヲ修メ 卒業証書 ヲ有スル 者	(四十年 七月三十 一日以後 卒業スル 者ニハ適 用セス)	三司法大臣 ニ於テ相 当ト認メ タル外国 ノ大学校	判事檢 事登用 試験	英語、 仏語、 獨語ノ 中一	民事訴訟 法 刑事訴訟 法 行政法 国際公法 国際私法	法 刑事訴訟 法 右ノ中少 クトモ三 ム	ヲ付与ム	シ判決 案ヲ差 出サシ ム	二外国語 一英語、 二獨語、 三中一	ハ私立ノ 学校(別 科ヲ除 ク)ニ於 テ三学年 以上法律 学科ヲ修 メ卒業証 書ヲ有ス ル者	二司法大臣 ニ於テ指 定シタル 公立又ハ 私立ノ学 校ニ於テ 三学年以 上法律学 科ヲ修メ 卒業証書 ヲ有スル 者	(四十年 七月三十 一日以後 卒業スル 者ニハ適 用セス)	三司法大臣 ニ於テ相 当ト認メ タル外国 ノ大学校	判事檢 事登用 試験

又ハ之ト 同等ナル 学校ニ於 テ法律学 科ヲ修メ 卒業証書 ヲ有スル 者	(三年以上帝国大学法科教授若ハ弁護士タル者ハ試験ヲ經ス シテ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得)
---	--

〔加筆〕 〔弁護士 試験〕	受験資格	ナシ	
	予備試験	一論文	二外国語 英語、 仏語、 独語ノ 中一
判事検事タル資格ヲ有スル者又ハ弁護士ニシテ其ノ請求 ニ因リ登録ヲ取消シタル者 法律学ヲ修メタル法学博士、帝国大学法律科卒業生、旧 東京大学法学部卒業生、司法省旧法学校正則部卒業生及 司法官試補タリシ者 右ハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得	本試験	筆記	憲法 民法 商法 刑法 民法 刑事訴訟法 民事訴訟法 行政法 国際公法 国際私法
		口述	民法 商法 刑法 民事訴訟法 刑事訴訟法 右ノ中少ク トモ三科目 身体検査

〔注記2〕

「四月六日」

〔注記3〕

〔下條〕

〔注記4〕

「四月二日閣議決定」

〔注記5〕

「一」(簿冊内件名番号)

〔注記6〕

「普通試験ト第一次試験ノ區別ヲ混スルノ虞アリ 勅令立案ノ際注
意 大蔵大臣意見」

〔注記7〕

〔注記8〕

「關甲一七四」

〔注記9〕

「○」✓

〔注記10〕

「○」

〔注記11〕

「○」

〔注記12〕

「○」

〔注記13〕

「○」

〔注記14〕

「○」

〔注記15〕

「?」✓

〔注記1〕

「三年關甲一七四」
「六七」

〔〇〕

(注記16)

〔〇〕

(注記17)

〔〇〕

(注記18)

〔〇〕

(注記19)

〔?〕

(注記20)

〔〇〕

(注記21)

〔〇〕

(注記22)

〔閣甲一六七〕

(注記23)

〔済〕

(注記24)

〔天倫〕

(注記25)

〔輕微細則ニテモヨシ〕

(注記26)

〔大正三年勅令第七十二号ニヨリ施行〕

(下札)

〔朱書〕

〔大正四年四月六日閣議 符箋採用〕ノ制

文官高等試験ハ此ノ際改正スルノ必要ナシト認ムルヲ以テ現行制ノ俣存置シ改正ヲ他日二期セムコトヲ望ム

(下札2)

〔普通学試験者ニ判任文官ノ資格ヲ与フルコト〕

〔大正四年 卷一〕

〔公文雜纂 内閣 2A, 14, 1323〕

法制局長官